



令和 7 年 度

秋田県職員採用大学卒業程度試験（職務経験者枠）

受 験 案 内

令和 7 年 7 月 2 5 日
秋田県人事委員会

秋田県が求める人材像

- 秋田県の可能性を信じ、地域に貢献するという気概を持って行動できる人
- 困難にも粘り強く、誠実に取り組み、前例にとらわれずに創意工夫のできる人
- 多様な主体と意識を共有しながらチームとして行動し、目標の達成と自らのさらなる成長に向け努力する人
- 県政の発展と組織の活性化に貢献できる次のような人
 - ① 民間企業等における職務経験者
多様化する行政ニーズに応えられる、企業などで培った経験や専門的な知識・能力、民間のノウハウを有する人
 - ② 公務員経験者
公務員として培った経験等を活かし、即戦力となる人

◇ 受付期間

令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 8 : 3 0 ~ 8 月 2 0 日（水） 1 7 : 0 0

◇ 申込方法

インターネット（電子申請）により申し込んでください。

次の URL から「受験申込の方法」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、電子申請サービスにより申込手続きを行ってください（※詳細は P 1 3 ~ 1 4）。

<URL> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2095>

ウェブサイト
二次元コード



◇ 留意事項

受験申込は、受付期間内に完了してください。入力中に受付期間の終了を迎えた場合は、申込を一切受付できませんので、期間に余裕を持って受験申込を行ってください。

※使用する機器や通信回線上の理由で提出が遅れた場合であっても、一切責任を負いません。

◇ よくある質問について

採用試験についてよく寄せられる質問への回答を、人事委員会事務局のウェブサイトに掲載しています。

<URL> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4902>

問い合わせ

受験申込先

秋田県人事委員会事務局（秋田地方総合庁舎 4 階）

（所在地）〒010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 2 号

（TEL）018-860-3253（直通）

（FAX）018-860-3872

（E-mail）appco@mail2.pref.akita.jp

（ウェブサイト）<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295>

ウェブサイト
二次元コード



令和7年度試験の変更点・ポイント

◎ 試験実施時期を「春」から「秋」に変更

- 受験申込開始時期を 4月 ⇒ 7月に、最終合格発表を8月 ⇒ 11月に変更します。最終合格から採用(※)までの期間が短縮されました。

(※) 原則、令和8年4月1日の採用となります。

◎ 全職種でSPI3（テストセンター）を導入

- 技術職で既に導入されているテストセンター方式のSPI3を行政職においても導入します。
- 択一式の教養試験・専門試験(※)は実施しません。特別な公務員試験対策は不要です。

(※) 技術職は記述式の専門試験を実施します。

◎ SPI3は日時、場所を選んで受検できる

- テストセンター方式のSPI3は、指定の期間内(※)のうち、都合のよい日時を選択し、受検できます（オンライン会場も可能です）。

(※) テストセンターの運営状況や混雑状況によっては、必ずしも希望する日時、場所で受検できない場合があります。

◎ 個別面接の回数を、2回から1回に変更

- 2回実施していた個別面接を1日で1回のみ実施します。

◎ 実地試験は1回のみ

- 実施試験の回数を行政職で3回から1回、技術職で2回から1回に変更します。
- 実地試験として、行政職は「論文試験」・「個別面接」を、技術職は「論文試験」・「専門試験」・「個別面接」を土曜日または日曜日に実施します。

1 試験区分・採用予定人員・職務内容・勤務地

(1) 申し込みできる試験区分は、次のうち一つに限ります。受験申込受付期間終了後における試験区分の変更は認めません。

(2) 採用予定人員は変更になることがあります。

試験区分		採用予定人員	主な職務内容	主な勤務地	受験案内参照ページ
行政職	行政 (職務経験者)	10	企画・立案、経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等	秋田県庁、県内外にある秋田県の機関	P4～6、 P10～16
	教育行政 (職務経験者)	3		秋田県教育庁、県立学校、県内にある教育機関	
技術職	農学(一般) (職務経験者)	1	農業振興、農産物の生産技術指導、担い手育成、試験研究等	秋田県庁、県内外にある秋田県の機関	P7～9、 P10～16
	農業農村工学 (職務経験者)	1	農地・水路等の整備、農村振興、計画策定・積算、工事監督等		
	林学 (職務経験者)	1	森林整備、治山・林道施設の整備、木材の加工・利用促進、森林病虫害対策、木育・林業技術の普及等		
	土木 (職務経験者)	2	道路・河川・ダム・空港・港湾・下水道等の整備・維持管理、計画、設計・積算等		

行政職【P4～6】

2 受験資格

＜行政（職務経験者）、教育行政（職務経験者）＞

次の両方の要件を満たす人が受験できます。

ア 昭和39年（1964年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれた人

イ 次のいずれかの職務経験を有する人

① 民間企業等における職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（会社員、自営業者等）

② 国家公務員または地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）の職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員および任期付職員を除く。）

※1 「職務経験年数」は、①は会社員・団体職員・自営業者等として、②は公務員として、6か月以上継続して就業した期間を通算して計算します。なお、①と②の職務経験年数を通算することはできません。また、採用時に職歴証明書等の提出が必要となります。

※2 受験申込期日までに5年に達する必要があります。

▼ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験の日時・場所

試験	日時	場所
第1次試験	令和7年9月1日(月) 8:30～9日(火) 12:00の間に提出	
第2次試験	令和7年10月1日(水)～19日(日)のうち 受験者が選択する日時	全国各地に設置されるテストセンター(オンライン会場を含む。)のうち、受験者が選択する場所 ※性格検査は、自宅等のパソコンまたはスマートフォンで受検してください。
第3次試験	令和7年11月15日(土)または16日(日) のうち指定する日時	秋田地方総合庁舎 (秋田市山王4-1-2)

4 試験の種目・方法・内容

試験	種目	内容	配点
第1次試験	アピール試験	受験者が記述した職務経歴等の内容を評価するもの	50点
第2次試験	基礎能力試験 (SPI3)		
	基礎能力検査	・職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての検査 ・択一式 約35分	100点
	性格検査	・職務遂行に必要な適性についての検査 約30分 ※基礎能力検査の前に自宅等のパソコンまたはスマートフォンで受検してください。	
第3次試験	論文試験	・文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問うもの※ ・記述式 1問 論文用紙1枚800字以内 60分 ・日本語、活字印刷により出題	50点
	口述試験	・「秋田県が求める人材像」を前提とした、職務遂行上の適格性に関する人物面からの面接試験 ※受験者には「受験者プロフィール」を提出していただきます。提出方法等については、第2次試験合格者に別途お知らせします。	400点

※ 出題例(令和6年度論文課題)

「子どもの貧困が引き起こす問題を挙げ、行政は、子どもの貧困をなくすためにどのような取組をするべきか、あなたの考えを述べなさい。」

◎ アピール試験の実施方法

(1) 評価項目

次の項目について、評価を行います。

① これまでの職務経験における業績や経験について、主な内容を具体的に記入したもの

- 所属・勤務先
- 在籍期間
- 従事した業務
- 従事した業務の内容
- 役職・役割
- 雇用形態

② 所有している資格・技能のうち、県行政に活用できるもの（5つまで）

③ これまでの職務経験で得た知識・経験等のうち、最もアピールできるものは何か。また、それを、県行政のどのような分野で、どのように活かすことができるか、具体的に記入したもの（800字以内）

(2) 試験（提出）期間

令和7年9月1日（月）8：30～9日（火）12：00

(3) 提出方法

受験申込手続後、(2)の期間中に、パソコンまたはスマートフォンで、「受験申込の方法」

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2095>) ページに記載されている内容を確認してから、電子申請サービスにアクセスしてください。

その後、すでに取得している利用者IDとパスワードでログインを行い、画面上の入力フォームに必要事項を入力し、内容に間違いがないか確認して、申請（提出）してください。

手続が完了すると、受付完了通知メールが自動配信されます。

(4) 留意事項

① 提出期間内に手続を完了してください。入力中に提出期間の終了を迎えた場合は、提出を一切受付できません。

※使用する機器や通信回線上での理由で提出が遅れた場合であっても、一切責任を負いません。

② 期限内に提出がなかった場合は、試験を放棄したものとみなします。

③ 一部の項目を除き、記入方法の指定はありません。自身の経験等をアピールできるような記入内容としてください。

なお、記入方法など、設問に関する質問には一切お答えできません。

④ 提出後の修正や差し替えは一切できませんので、内容をよく確認した上で、提出してください。

※申請の取り下げや、再度、申請をした場合であっても、最初の申請を評価対象とします。

⑤ アピール試験の内容は、第3次試験（口述試験）の参考資料としても使用します。

⑥ 受付完了通知メールが届かない場合は、提出期間内にメールや電話で問い合わせてください。（問い合わせ先はP1に記載）

(5) 試験終了後の流れ

第1次試験合格者には10月1日（水）に基礎能力試験の「受験依頼メール」が送信されますので、P15「13 テストセンターでの基礎能力試験（SPI3）の受験方法」に従って受験してください。

※続きはP10～16

技術職【P7～9】

2 受験資格

(1) 農学（一般）（職務経験者）

次のアに加え、イまたはウのいずれかの要件を満たす人が受験できます。

- ア 昭和39年（1964年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれた人
- イ 民間企業等（農業法人を含む。）において、次のいずれかの職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（受験申込期日現在、秋田県内に本社がある民間企業等に正規雇用労働者として在職する人を除く。）
- ① 農業者（法人を含む。）に対する生産・加工・販売・経営の支援または指導
 - ② 農業生産・経営・効率化（IT化・DX）に関する研究または教育指導
 - ③ 農業関係種苗・肥料・農薬・資材および農業機械・器具に関する研究開発または製造・販売
 - ④ 農産品または農産加工品の生産・流通・販売・貿易
- ウ 国家公務員または地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）として、農業関係に関する職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員および任期付職員を除く。）

※1 「職務経験年数」は、イは会社員・団体職員・自営業者等として、ウは公務員として、6か月以上継続して就業した期間を通算して計算します。なお、イとウの職務経験年数を通算することはできません。また、採用時に職歴証明書等の提出が必要となります。

※2 受験申込期日までに5年に達する必要があります。

(2) 農業農村工学（職務経験者）

次のア、イの両方の要件を満たす人が受験できます。

- ア 昭和39年（1964年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれた人
- イ 次のいずれかの職務経験を有する人
- ① 民間企業等における農業土木・土木関係の調査・計画・設計・解析、施工監理の職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（受験申込期日現在、秋田県内に本社がある民間企業等に正規雇用労働者として在職する人を除く。）
 - ② 国家公務員または地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）の農業土木・土木関係に関する職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員および任期付職員を除く。）

※1 「職務経験年数」は、①は会社員・団体職員・自営業者等として、②は公務員として、6か月以上継続して就業した期間を通算して計算します。なお、①と②の職務経験年数を通算することはできません。また、採用時に職歴証明書等の提出が必要となります。

※2 受験申込期日までに5年に達する必要があります。

(3) 林学（職務経験者）

次のアに加え、イまたはウのいずれかの要件を満たす人が受験できます。

- ア 昭和39年（1964年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれた人
- イ 民間企業等（林業関係団体を含む。）において、次のいずれかの職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（受験申込期日現在、秋田県内に本社がある民間企業等に正規雇用労働者として在職する人を除く。）
- ① 森林所有者に対する森林施業・経営の支援または指導
 - ② 木材、製材品、苗木または特用林産物の生産・流通・販売・貿易
 - ③ 森林、林業、木材産業に関する研究または教育指導
 - ④ 森林土木・土木関係の調査・計画・設計・解析、施工監理
- ウ 国家公務員または地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）として、林業関係に関する職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員および任期付職員を除く。）
- ※1 「職務経験年数」は、イは会社員・団体職員・自営業者等として、ウは公務員として、6か月以上継続して就業した期間を通算して計算します。なお、イとウの職務経験年数を通算することはできません。また、採用時に職歴証明書等の提出が必要となります。
- ※2 受験申込期日までに5年に達する必要があります。

(4) 土木（職務経験者）

次のア、イの両方の要件を満たす人が受験できます。

- ア 昭和39年（1964年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれた人
- イ 次のいずれかの職務経験を有する人
- ① 民間企業等における土木関係の調査・計画・設計・解析、施工監理の職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（受験申込期日現在、秋田県内に本社がある民間企業等に正規雇用労働者として在職する人を除く。）
 - ② 国家公務員または地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）の土木関係に関する職務経験年数^{※1}が5年^{※2}以上である人（臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員および任期付職員を除く。）
- ※1 「職務経験年数」は、①は会社員・団体職員・自営業者等として、②は公務員として、6か月以上継続して就業した期間を通算して計算します。なお、①と②の職務経験年数を通算することはできません。また、採用時に職歴証明書等の提出が必要となります。
- ※2 受験申込期日までに5年に達する必要があります。

▼ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験の日時・場所

試験	日時	場所
第1次試験	令和7年9月1日(月)～21日(日)のうち受験者が選択する日時	全国各地に設置されるテストセンター(オンライン会場を含む。)のうち、受験者が選択する場所 ※性格検査は、自宅等のパソコンまたはスマートフォンで受検してください。
第2次試験	令和7年11月15日(土)または16日(日)のうち指定する日時	秋田地方総合庁舎 (秋田市山王4-1-2)

4 試験の種目・方法・内容

論文試験および専門試験の試験問題は日本語、活字印刷により出題します。

(1) 農学(一般)(職務経験者)

試験	種目	内容	配点
第1次試験	基礎能力試験 (SPI3)		
	基礎能力検査	・職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての検査 ・択一式 約35分	100点
	性格検査	・職務遂行に必要な適性についての検査 約30分 ・基礎能力検査の前に自宅等(パソコンまたはスマートフォン)で受検	
第2次試験	論文試験	・文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問うもの※ ・記述式 1問 論文用紙1枚800字以内 60分	50点
	専門試験	記述式 3問 120分 ①作物、園芸、担い手・経営、起業・流通の4分野のうち2分野(4問のうち2問)を選択し回答 ②これまでの職務経験等で培ってきた農業分野の知識や県政への意欲等を問う小論文形式の課題(1問)	150点
	口述試験	・「秋田県が求める人材像」を前提とした、職務遂行上の適格性に関する人物面からの面接試験 ※受験者には「受験者プロフィール」を提出していただきます。提出方法等については、第1次試験合格者に別途お知らせします。	400点

(2) 農学(一般)(職務経験者)以外の試験区分

試験	種目	内容	配点
第1次試験	基礎能力試験 (SPI3)		
	基礎能力検査	・職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての検査 ・択一式 約35分	100点
	性格検査	・職務遂行に必要な適性についての検査 約30分 ・基礎能力検査の前に自宅等(パソコンまたはスマートフォン)で受検	
第2次試験	論文試験	・文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問うもの※ ・記述式 1問 論文用紙1枚800字以内 60分	50点
	専門試験	・これまでの職務経験等で培ってきた受験分野の知識や県政への意欲等を問う小論文形式の課題 ・記述式 1問 60分	50点
	口述試験	・「秋田県が求める人材像」を前提とした、職務遂行上の適格性に関する人物面からの面接試験 ※受験者には「受験者プロフィール」を提出していただきます。提出方法等については、第1次試験合格者に別途お知らせします。	400点

※ 出題例(令和6年度論文課題)

「子どもの貧困が引き起こす問題を挙げ、行政は、子どもの貧困をなくすためにどのような取組をするべきか、あなたの考えを述べなさい。」

行政職・技術職 共通事項【P10～16】

5 試験問題出題例

秋田県人事委員会事務局のウェブサイトに出題例を掲載しています。

<URL> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1608>

6 資格調査等

受験資格の有無、受験申込における記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報、職員採用試験および職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

7 合格者の決定方法

欠員の状況等によって最終合格者数は、採用予定人員を上回ることがあります。

(1) 行政職

第1次試験の合格者は、第1次試験の得点の高い人から成績順に決定します。

第2次試験の合格者は、第1次試験および第2次試験の総合得点の高い人から成績順に決定します。

最終合格者は、第1次試験、第2次試験および第3次試験の総合得点の高い人から成績順に決定します。

ただし、各試験種目（性格検査を除く。）において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合や、第1次試験、第2次試験および第3次試験の総合得点が一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

(2) 技術職

第1次試験の合格者は、第1次試験の得点の高い人から成績順に決定します。

最終合格者は、第1次試験および第2次試験の総合得点の高い人から成績順に決定します。

ただし、各試験種目（性格検査を除く。）において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合や、第1次試験および第2次試験の総合得点が一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

8 合格者の発表

	行政職	技術職	発表方法
第1次試験合格発表	令和7年10月1日(水)	令和7年10月1日(水)	秋田県人事委員会事務局のウェブサイトを受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知します。
第2次試験合格発表	令和7年10月21日(火)		
最終合格発表	令和7年11月下旬	令和7年11月下旬	

9 試験結果の開示

この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、秋田県人事委員会事務局へ直接おいでください（9:00～17:00まで、土曜日・日曜日・祝日等の県の休日を除く。）。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点・試験種目別得点・順位	第1次試験合格発表の日から1か月間	秋田県人事委員会事務局 秋田市山王四丁目1番2号 (秋田地方総合庁舎4階)
【行政職】 第2次試験不合格者	第1次試験および第2次試験の総合得点・試験種目別得点・総合順位	【行政職】 第2次試験合格発表の日から1か月間	
【技術職】 第2次試験受験者		【技術職】 最終合格発表の日から1か月間	
【行政職】 第3次試験受験者	第1次試験、第2次試験および第3次試験の総合得点・試験種目別得点・総合順位	最終合格発表の日から1か月間	

10 合格してから採用まで

(1) 採用者の決定

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿に登載された人は、採用を辞退した場合などを除き、原則として全員採用されます。

(2) 採用予定日

この名簿からの採用は、原則として令和8年4月1日の予定です。ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求および行政不服審査法の規定が適用されません。その他条件は正式採用時と変わりません。

(3) 虚偽の申告があった場合

受験申込における記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

11 勤務条件

(1) 給与

初任給は原則として、行政職給料表1級29号給 月額227,201円が支給されます。ただし、職務経験等のある人については、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

<職務経験者の初任給の目安（令和7年4月1日現在）>

区 分	職 位	初任給の目安
大学卒・27歳・職務経験5年	主事（行政職）	249,156円
大学卒・30歳・職務経験8年	主事（行政職）	262,248円
大学卒・35歳・職務経験13年	主任（行政職）	294,476円
大学卒・40歳・職務経験18年	主査（行政職）	318,545円

(2) 勤務時間

原則として、土曜日・日曜日・祝日等の県の休日を除いた、月曜日から金曜日の8：30～17：15です。

(3) 休暇

年間20日（採用年は原則として15日）の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

- ① 職員住宅が、県内各地域（秋田市・鹿角市・北秋田市・大館市・能代市・由利本荘市・大仙市・横手市・湯沢市）、東京都、大阪市、名古屋市、福岡市に整備されています。
- ② 県内約190か所のホテル、旅館などが指定保養所として認定されており、職員と、その家族が利用する場合に、宿泊料金の助成が受けられます。
- ③ 地方職員共済組合が運営する全国各地の宿泊施設や、企業優待契約を結んでいる各種レジャー施設等の利用割引が受けられます。

1.2 受験申込手続

パソコンまたはスマートフォン（電子申請）で申し込んでください。

＜受験申込の流れ＞は、P 1 4に記載しています。

(1) 申込方法

「受験申込の方法」(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2095>)にアクセスし、ページに記載されている内容を確認してから、電子申請サービス（受験申込ページ）にアクセスし、次の手順へ進んでください。

① 電子申請サービスのアカウント登録を行ってください。

※ アカウント登録だけでは、受験申込は完了していませんので、注意してください。

② 電子申請サービスにログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して、申請（送信）してください。

③ 申請を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。

※ 申込完了通知メールが届かない場合は、受付期間内にメールや電話で問い合わせてください（問い合わせ先はP 1に記載）。

(注) 複数回の申請は行わないでください。申込内容に修正がある場合は、取り下げや新規申請は行わず、受付期間内にメールや電話で、秋田県人事委員会事務局に問い合わせてください。

(注) 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

(2) 受験申込フォームの入力要領

・ 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェック）してください。

・ 最終学歴のコード入力欄は、P 1 4下段の「◆最終学歴欄 入力の仕方」に従い、「学歴コード」と「卒業年」の欄に数字を入力してください。

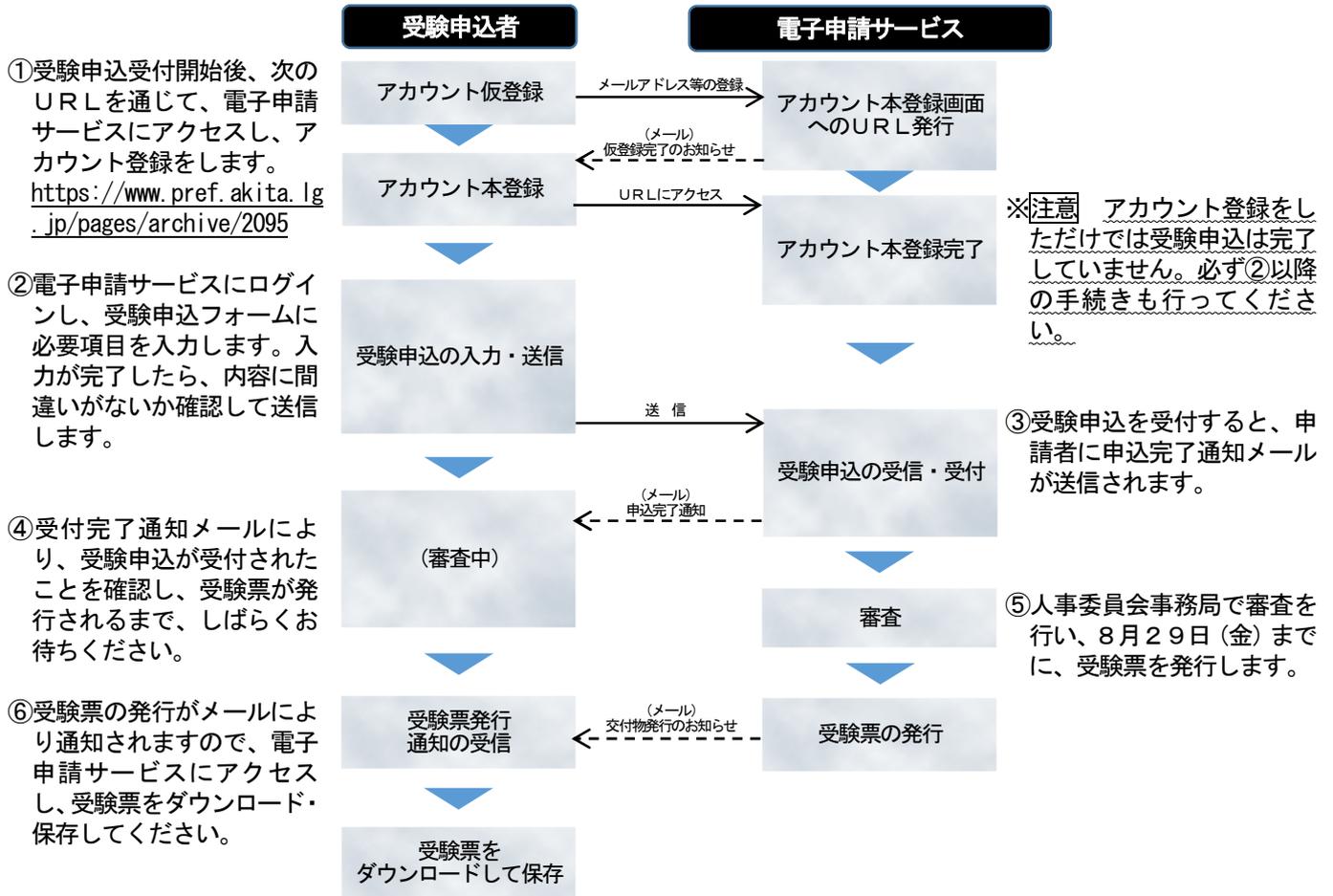
・ 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3）の画像ファイル（JPEG、PNG又はGIF）を添付してください。

(3) 受験票の交付

8月29日（金）までに第1次試験受験票が発行され、メールアドレスに交付物発行のお知らせが送信されますので、電子申請サービスにアクセスし、受験票をダウンロード・保存してください。

(注) 合格発表などで使用する受験番号は、この受験票に掲載してお知らせします。

< 受験申込の流れ >



◆ 最終学歴欄 入力の方

①学歴コード				②卒業年	
下表の中から該当するコード番号(2桁)を記入してください。				最終学歴の卒業年を記入してください。令和8年3月卒業(修了)見込みを含みます。在学中(卒業見込者を除く。)または退学の場合は、一つ前の学歴について記入してください。	
大学	1			また、専修学校・各種学校等については、修学年数が1年以上の場合についてのみ記入し、修学年数が1年未満の場合は、一つ前の学歴について記入してください。	
大学院	2			(記入例) 令和8年3月卒業見込みの場合	(記入例) 令和7年3月に短大を卒業し、令和8年1月に各種学校を卒業見込みの場合
短期大学	3	卒業	1	<input type="text" value="R"/> <input type="text" value="08"/>	<input type="text" value="R"/> <input type="text" value="07"/>
高等専門学校	4				
高等学校	5	卒業見込み	2		
中学校	6				
専修学校・各種学校等	7				
(記入例) 令和8年3月に大学を卒業見込みの場合		(記入例) 既に短期大学を卒業している場合			
<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/>		<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/>			

※障害のある方で、試験当日に車椅子を使用するなど、受験に際し要望事項のある方は、その内容と理由を受験申込書の「受験上の要望事項」欄に記載してください。

1.3 テストセンターでの基礎能力試験（SPI3）の受験方法

(1) 基礎能力試験（SPI3）の受験の流れ

- ① 技術職は9月1日（月）までに、行政職（※第1次試験合格者のみ）は10月1日（水）に「受検依頼メール」が送信されます。

※期日までにメールが届かない場合は、秋田県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。



- ② 「受検依頼メール」内のリンク先の案内にしたがって、各試験期間内で都合のよい日時、テストセンター会場を選択し、基礎能力検査の受検を仮予約してください。なお、基礎能力検査は全国のテストセンター会場で受検可能です。

※初めてテストセンターを利用する方は、「テストセンターID」を取得する必要があります。



- ③ 「受検依頼メール」内のリンク先の案内にしたがって、性格検査を自宅等のパソコンまたはスマートフォンで受検してください。性格検査が終了すると、テストセンター会場の予約が確定します。



- ④ 次のものを持参し、予約した日時にテストセンター会場で基礎能力検査を受検してください。

・ 受検票（「受検予約完了」画面を印刷したもの）（※注）

・ 顔写真付き本人確認書類

（運転免許証、パスポート、学生証など、受検票に記載された氏名と一致しているもの、原本（コピー不可）、有効期限内）

※オンライン会場の場合は、これらに加え、シャープペンシルまたは鉛筆、メモ用紙（A4サイズ2枚のみ）のほか、ウェブカメラ付きのパソコン、安定したインターネット環境、第三者が入室できないなど、検査に適した場所を用意する必要があります。

※各試験期間内にSPI3（基礎能力検査まで）の受検を完了してください。

（※注）

- ・ 受検票は、秋田県から送付される「秋田県職員大学卒業程度試験（職務経験者枠）」の受検票ではありませんので、間違えないよう注意してください。
- ・ 受検票が印刷できない場合は、テストセンターID、カナ氏名、検査名、会場名、日程およびタームをA4サイズの白紙にメモしたものを持参してください。

◎受検者向けのお問い合わせ窓口

テストセンターヘルプデスク

TEL 0570-081818

営業時間 9:00～18:00 土日祝日含む毎日受付（ただし、年末年始を除く。）

※電話は、パソコンの操作ができる状態でおかけください。

(2) 基礎能力試験（SPI3）受験時の注意事項

- ① 指定の期間内に性格検査および基礎能力検査の受検を完了しなかった場合は、**試験を放棄したものとみなします。**
- ② 過去1年以内にテストセンターでSPI3を受検したことがある人は、前回の受検結果を送信することができます。その場合、「前回結果送信」を行った検査については、受検を完了したものとみなします。
- ③ SPI3のテストセンターに関する基本情報や、会場の案内、よくあるご質問については、次のSPI3ウェブサイト「テストセンター情報」(<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>)に掲載されています。
- ④ 各テストセンターには、休業日が設定されています。次のSPI3ウェブサイトに詳細が掲載されていますので、事前に確認してください。(<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>)
希望する日がテストセンターの休業日に当たらない場合でも、混雑状況等によっては、希望どおり受検できない場合がありますので、「受検依頼メール」の受信確認後は速やかに予約を行ってください。
- ⑤ テストセンターでの不正行為が認められた場合には、その時点で不合格とし、以後の試験の受験を認めません。
- ⑥ 基礎能力検査は、「オンライン会場」でも受検できます。「オンライン会場」の詳細や必要な準備などについては、次のウェブサイト「オンライン会場受検のご案内」をご覧ください。(https://online-proctor.com/tc_introduction/)

1.4 その他

災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県人事委員会事務局のウェブサイトでお知らせします。

<URL> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295>